

高松市告示第 2 1 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画の案について、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了日までに、高松市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 4 月 9 日

高松市長 大 西 秀 人

1 都市計画の種類

- ・高松広域都市計画道路の変更

3・3・111 朝日町仏生山線

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧に供する図面表示のとおり

3 都市計画の案の縦覧場所

高松市役所本庁舎 9 階 都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 4 月 1 0 日から同月 2 4 日まで（市の休日を除く。）

5 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで